

市・県民税と所得税などの申告は、

2月16日(月)～3月16日(月)

所得税と市・県民税の申告は、平成26年中の所得税の精算や平成27年度の市・県民税の計算のために必要で、大切な手続きです。給与所得者でも、その他の所得がある人や各種控除を受けようとする人は申告が必要です。

対象：平成26年中(平成26年1月1日～12月31日)の所得

	市・県民税の申告	所得税及び復興特別所得税の申告
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ●営業や農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で、所得税が掛からない人 ●給与所得者(サラリーマンなど)で、給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人 ●医療費控除や障害者控除などの控除を受けようとする人 ※所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税の申告書を提出したと見なされるので、改めて市・県民税の申告をする必要はありません	<ul style="list-style-type: none"> ●所得の合計額が所得控除の合計額を超える人で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・商業・工業・医業・農業などを営んでいる ・地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある ●給与所得者(サラリーマンなど)で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> ・給与などの収入金額が2,000万円を超える ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える ・2カ所以上から給与を受けている ●所得税の還付を受けようとする人
会場	会場と申告相談日は、地域によって異なります 12ページの申告相談日程表を確認ください	津山税務署 ※期間中の土・日曜日・祝日は休み ※所得税の還付申告も受け付けています
問	課税課(市役所2階3番窓口) ☎32-2015	津山税務署(田町) ☎22-3147

申告に必要なものチェックシート

- 印鑑
- 収入と経費が分かる資料
 - 給与所得または年金所得のある人 給与、公的年金の源泉徴収票
 - 事業所得(営業、農業など)や不動産所得がある人 収入金額と必要経費をまとめたもの
 - その他所得(一時所得、雑所得、配当所得等)がある人 その支払調書など
- 各種控除を受けるための資料
 - 医療費控除 支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの
 - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除 支払った保険料の証明書や領収書
 - 寄附金控除 領収書、証明書
 - 障害者控除 障害者手帳などの証明書
 ※事業所得(営業、農業など)がある人や医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書などを整理、計算して会場へお越しください

今年はやってみませんか パソコンで作る確定申告書

国税庁のホームページから、インターネット上で確定申告書を作ることができます。一度やってみませんか。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

電子申告(e-Tax)ホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



申告をする人へのお願い

- 申告期間中は、会場が大変混雑します。混雑を緩和するために、次の人は、税務署での相談をお願いします
- ・青色申告をする人
 - ・雑損控除を申告する人
 - ・株式譲渡所得・配当所得・先物取引所得がある人、損失の繰り越しをする人
 - ・土地・建物の譲渡所得のある人
 - ・住宅ローン控除を初めて申告する人

申告相談日程表

受付時間：午前9時～午後4時

月日	津山地区・市内全域		勝北地区・加茂地区		久米地区・阿波地区ほか	
	対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場
2月16日(月)	城東・城南・中央	市役所2階大会議室	大吉・大岩	勝北保健福祉センター	坪井下	久米支所
17日(火)	鶴城・城北・城西 (小田中を除く)		市場・奥津川		中北上・坪井上	
18日(水)	志戸部・勝部・粉保		西中・西下		宮部上・宮部下	
19日(木)	紫保井・大田・沼・弥生町		新野東・西上		中北下	
20日(金)	川崎・野介代・福岡		新野山形		南方中	
21日(土)	休		休		休	
22日(日)	市内全域		休		休	
23日(月)	北園町・山北		上村・中村		一色・神代	
24日(火)	総社・小原		安井		久米川南	
25日(水)	二宮・院庄		日本原・杉宮・原		領家・宮尾	
26日(木)	小田中・上河原		坂上・上野田・下野田		戸脇・桑下	
27日(金)	高倉・河辺		勝北地区全域		八社・福田下・桑上	
28日(土)	休		休		休	
3月1日(日)	市内全域		休		休	
2日(月)	佐良山・福南		加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和・加茂町青柳	里公文・里公文上	加茂町公民館	
3日(火)	一宮・高田		加茂町塔中・加茂町宇野・加茂町小中原	油木上・油木下・油木北		
4日(水)	林田・田邑		加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町齋野谷	久米地区全域		
5日(木)	市内全域		加茂町原口・加茂町行重・加茂町檜井・加茂町百々	神庭・成名・高野・滝尾・広野・大崎		高野公民館
6日(金)	市内全域		加茂町中原・加茂町成安	尾所・大杉・竹之下		阿波支所
7日(土)	休		休	休		
8日(日)	市内全域		休	休		
9日(月)	市内全域		加茂町公郷	中土居・大畑		
10日(火)	市内全域		加茂町桑原・加茂町小淵・加茂町下津川	下沢・西谷・大高下		
11日(水)	市内全域		加茂地区全域			
12日(木)	市内全域					
13日(金)	市内全域					
14日(土)	休					
15日(日)	市内全域					
16日(月)	市内全域					

※高野公民館での申告相談は3月5日(木)のみです
※該当する日にご都合が悪い場合は、別の日に申告していただいても構いません。会場は混雑が予想されますので、なるべく該当する日にお越しください

年金所得者の確定申告不要制度

年金所得者で一定の条件に当てはまる人は、確定申告をする必要がありません。
対象 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人
※所得税などの還付を受けたい人は、確定申告が必要です
※市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください

